

共同声明（仮訳）

ジェンダー平等及び 女性のエンパワーメントに 関する G7 閣僚会合

2024 年 10 月 5 日 イタリア・マテーラ

※ 本翻訳は内閣府による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、本仮訳は今後変更される可能性があります。予め御留意ください。

前文

1. 我々、G7 男女共同参画担当大臣及び EU 平等担当委員は、2024 年 10 月 5 日にイタリア・マテラにおいて会合を開き、全ての女性及び女児の権利の保護・促進とその充足、あらゆる形態の性的暴力やジェンダーに基づく暴力の根絶、及びあらゆる多様性を持つ女性及び女児のエンパワーメントに一致団結して取り組むことを再確認した。¹
2. 我々は、過去の G7 議長国によるコミットメント及び宣言、北京宣言・行動綱領及びその再検討会議の成果文書、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」、その中でも特に SDGs 目標 5 の達成にかかるもの、並びにその他の関連する国際的枠組みを再確認する。
3. 我々は、2024 年 6 月 14 日の G7 プーリア首脳コミュニケにおけるジェンダー平等に関するコミットメントを再確認する。
4. 我々は、2024 年 4 月 19 日のカプリ島で発出された G7 外相コミュニケ：グローバルな課題への対処及びパートナーシップの促進、及び 2024 年 9 月 13 日のカリアリで発出された G7 労働雇用大臣会合宣言「仕事の世界における新たな挑戦のための包括的ヒューマニズムに向けて」を想起する。
5. 我々は、信頼性の高い性別データの収集及びモニタリングの重要性を強調した、「G7 ジェンダー平等に関する実施報告書（2023）初版」の結果を十分に考慮するとともに、OECD による「ジェンダー格差に関する G7 ダッシュボード」の年次更新を歓迎する。これらはいずれも、具体的で効果的なジェンダー平等の達成に向けた G7 コミットメントの説明責任と進捗状況の確認及び監視に寄与するものである。
6. 我々は、知見を提供してくれた機関である OECD、ILO、UN Women、強化された GEAC、Women 7、Business 7、Youth 7 及びその他全ての関連エンゲージメントグループに対し、あらゆるテーマにおいてジェンダー平等を支援するために、その専門知識と経験を提供してくれたことに感謝の意を表明するとともに、年齢、民族、障害、性的指向、性自認を考慮しつつ、全 G7 諸国にわたってジェンダー平等と女性・女児のエンパワーメントを達成するための協調的かつ的を絞った努力が続けられていることを歓迎する。また我々は、Pride 7 など新規のエンゲージメントグループや、現在設立中のその他のグループが関心を示していることを歓迎し、今後の発展に期待する。

¹本閣僚声明全体を通じて、『女性及び女児』という表現は、あらゆる多様性を持つ女性及び女児を指すものとする。

7. 我々は、「世界は女性のリーダーシップと経験を必要としている」という GEAC の勧告と、「平等で公正、持続可能で平和な未来を築くためのフェミニストの要求」に関する W7 からの声明を歓迎し、考慮する。
8. 我々は、G7 各国がジェンダー平等の推進に向けて努力と進歩を重ねてきたにもかかわらず、現時点において世界で完全なジェンダー平等を達成した国はまだ存在しないことから、依然として対処を要する大きな課題や格差が残されていることを認識する。
9. 我々は、健康、教育、エネルギーと食糧の安全保障、気候変動・生物多様性の喪失・汚染という三重の危機、さらに自然災害や気候変動に伴う災害、人口問題、地政学的紛争や戦争といった世界的な課題や緊急事態が、人道的・社会経済的危機の放置につながりやすく、それが全ての女性及び女兒に過大な悪影響を及ぼすことを認識する。
10. 我々は、特に危機的状況下における、世界中の女性、女兒及び LGBTQIA+ の人々の権利の後退に強い懸念を表明するとともに、これらの人々の人権と基本的自由に対するあらゆる侵害を強く非難する。我々は、経済、政治、社会生活を含む社会のあらゆる領域において、これらの人々の権利を引き続き促進及び保護し、全ての政策分野においてジェンダー平等の主流化を一貫して推進していく。我々は、多国間の場でジェンダー平等を推進するために、国際的なパートナーと協力する。
11. 我々は、紛争が女性及び女兒の人権の実現に過大な影響を与えていることに深い懸念を表明し、世界中の女性及び女兒の人権と基本的自由に対するあらゆる侵害を強く非難する。我々は、あらゆる紛争における人命の損失を遺憾に思うとともに、特に女性、子供、及び脆弱な状況に置かれた人々を保護する必要性について、特段の懸念を表明する。我々は、紛争や紛争後の状況における性的暴力やジェンダーに基づく暴力の使用を強く非難し、そのような行為が人道に対する罪や戦争犯罪を含む残虐な犯罪行為に相当する可能性があることを強調する。
12. 我々は、大量の避難民や深刻な人道的困窮など、女性及び女兒に壊滅的な影響をもたらしている、ロシアのウクライナに対する違法かつ不当、一方的な侵略戦争を可能な限り最も強い言葉で非難するとともに、スーダンなどその他多くの国々が依然として武力紛争の影響下にあることに深刻な懸念を抱いている。我々は、恐ろしい性的暴力の報告を含め、2023 年 10 月 7 日にハマスがイスラエルに対して行った残忍なテロ攻撃を改めて強く非難する。我々は、民間人の命が失われたことを悼むとともに、この紛争が効果的な人道支援や、食料へのアクセス、基本的衛生、健康、及び尊厳を必要としているガザや同地域の市民、特に女性、女兒及び子供たちに影響を及ぼしていることに深い

懸念を抱いている。我々は、性暴力に関する全ての報告の完全な調査と加害者の責任追及を引き続き求めていく。また、被害者と生存者に正義がもたらされるよう求めるとともに、全ての当事者が生存者中心のアプローチを取るよう要請する。

13. 我々は、平和と政治プロセス、紛争予防、紛争解決、平和構築のあらゆる段階において、女性が全面的、平等、有意義、かつ安全に参加することが、国際平和と安全の維持、前進、促進に不可欠な要因の一つであることを認識し、「女性・平和・安全保障（WPS）アジェンダ」の推進に向けて、我々が共有する確固たるコミットメントを再確認する。我々は、政府行動計画や「女性・平和・安全保障（WPS）及び人道支援に関するコンパクト」といった既存のメカニズムを活用することを含め、災害リスク軽減のために「WPS アジェンダ」を全面的に適用することの重要性を認識する。
14. 我々は、全ての女性及び女児のエンパワーメントと、平和、安全保障、及び持続可能な開発の進展に不可欠な普遍的な人権及び基本的自由の全面的な促進、保護及び達成、並びに万人に平等な機会の確保に向けて取り組むことの重要性を再確認する。
15. 我々は、ジェンダー平等と、全ての女性及び女児のエンパワーメントと生活のあらゆる領域における全面的で平等かつ安全で有意義な参加、並びにあらゆる形態のジェンダーに基づく暴力の防止と根絶が、公正で包摂的かつ持続可能な社会を実現するために不可欠な要素であると認識する。特に、アフガニスタンの悲惨な状況には懸念を表明する。この状況は、ジェンダーに基づく迫害に相当する可能性があり、ジェンダーに基づく隔離や、女性及び女児に対する差別という意図的かつ組織的な政策が、教育や雇用、移動の自由を含め、人権を十分に享受し、全面的で平等かつ有意義な社会参加を実現する能力を、人口の半分に対して大幅に制限している。
16. 我々は、あらゆる形態のジェンダーに基づく暴力を非難し、親密なパートナーからの暴力、テクノロジーに助長されるジェンダーに基づく暴力、心理的暴力、経済的暴力や虐待、女性性器切除・切断、強制不妊手術、未成年者の結婚・早期結婚・強制結婚などの有害な慣行を含め、公的・私的領域、オンライン・オフラインを問わず、かかる暴力が、そのあらゆる形態と様相において、人権を損ない、ジェンダー平等の達成と、脆弱な状況にある人々を含む全ての女性及び女児のエンパワーメントの妨げとなることを認識する。
17. 我々は、女性及び女児のエンパワーメントが、完全なジェンダー平等の達成のみならず、平和と安全、並びに包摂的で持続可能な経済成長の重要な原動力としても極めて重要であることを強調する。また、STEM、グリーンやデジタルへの移行に関連した分野など、最も革新的で報酬の高い分野を含むあら

ゆる雇用部門や、意思決定に関わる役職に就く女性を大幅に増やすことが、女性の経済的自立と独立を確保する鍵であり、社会の繁栄、競争力、幸福に貢献することを認める。

18. さらに、我々は、政治的、公的、経済的、私的領域を含む意思決定のあらゆる側面における女性の全面的で平等かつ有意義な参加の重要性を強調する。
19. 我々は、気候変動、生物多様性の喪失や汚染が、女性及び女兒に過大な影響を及ぼすこと、また、環境政策や戦略とそれに伴う資金調達に関する決定が行われる国際的・国家的・地域的な場において、指導的地位に女性が占める割合が依然として低いことを認識する。我々は、あらゆる多国間の場においてジェンダー平等を支持し、ジェンダー対応型の予算編成を行うことなどによって、気候変動の緩和と適応、生物多様性の喪失に対処するためのジェンダー対応型政策の必要性を断固として支持する。
20. 我々は、女性及び女兒が、その生涯を通じて、ケア労働や家事労働を無償で、かつ不均衡に多く引き受けていること、また、ケア労働が過小評価されていることが、女性及び女兒の教育、雇用、キャリアの機会を制限していること、したがって、ジェンダーに基づく固定観念の打破に取り組み、ケア労働に対する責任の家庭内における平等な分担と、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた対策や手段を促進し、産休・父親の産後育休・育児休暇や、家族に優しい労働時間制度への平等なアクセスを促し、それを阻む障壁を排除することなどによって、親やケア負担者に具体的な支援を行うことを目的に、利用しやすく、料金が適正で、質の高いケアサービスの提供を優先的に行うことなどにより、かかる労働を削減、再分配し、価値を高めることが不可欠であると認識する。
21. 我々は、全ての人々のための包括的な性と生殖に関する健康と権利を含め、女性のための充分かつ料金が適正で質の高い保健サービスへの普遍的なアクセスに関し、G7 広島首脳コミュニケにおいて我々が示したコミットメントを再確認する。
22. 我々は、ジェンダー平等と同時に、教育において、また教育を通じて女性及び女兒のエンパワーメントを推進するという、これまでのG7のコミットメントを堅持する決意を再確認する。
23. 我々は、全ての人々の人権が尊重され、保護され、実現される包摂的な社会を創造するため、完全なジェンダー平等を達成し、女性及び女兒、LGBTQIA+の人々、並びに全ての人々、特に様々な形態の差別が重複する環境下で生きる人々を、あらゆる形態の暴力と差別から保護することに対するG7コミットメントを再確認する。

24. 我々は、女性の権利団体、フェミニスト団体、LGBTQIA+市民団体及びNGO、青少年指導者、そして民間部門の全面的な関与と積極的な協力無しには、ジェンダー平等は達成し得ないことを認識する。

ジェンダーに基づく暴力の根絶と被害者及び生存者への支援強化

我々、G7 男女共同参画担当大臣は、以下に取り組むことを約束する。

25. ジェンダーに基づく暴力は、人権の侵害であり、ジェンダーに関する有害な固定観念を通じて延々と続けられ、またその結果として発生する、男女間の構造的かつ歴史的な不平等な力関係に基づく差別の一形態であると認める。
26. 防止、保護、支援、及び訴追に向けた多次元的アプローチ、並びに政策協調を通じて、あらゆる形態のジェンダーに基づく暴力を根絶する。その達成に向け、とりわけ、健全な人間関係の基礎を築き、ジェンダーに基づく固定観念、暴力、差別、虐待を防止する環境を醸成することを目的として、ジェンダー平等及び同意、身体の不可侵権、学校内での相互尊重に関し、子どもの早期教育や啓発活動を推進する。
27. ジェンダーに基づく暴力、特にテクノロジーに助長されるジェンダーに基づく暴力について、責任ある公的議論を促進するため、メディアによるより適切な表現の使用と生存者中心の報道を奨励する。また、メディアは、それによってジェンダーに基づく暴力の様々な発現のより繊細で正確な理解に貢献し、個人の権利や支援サービスに対する意識を高めることができると認識する。
28. あらゆる形態のジェンダーに基づく暴力（身体的、性的、心理的、テクノロジーに助長される、あるいは援助に関連した性的搾取・虐待・ハラスメント、経済的暴力・虐待、並びに被害者、生存者、加害者の間の既存の関係に関する情報を含む）について、国内及び国際レベルのいずれにおいても、性別及びその他の特性によって細分化された信頼性の高い比較可能なデータの体系的収集を図る。
29. あらゆる形態のジェンダーに基づく暴力の早期認知に努め、予防・対応策や手続きを強化するために、被害者及び生存者中心のアプローチを採用し、被害者や生存者と接する様々な部門の専門家、特に、医療・介護の専門家、法執行機関、教育者、教員、課外活動で子供と関わる職種の人々、ソーシャルワーカー、司法関係者などに対する訓練を充実させる。
30. 利用しやすく、包摂的なワンストップの暴力防止センターやシェルター、女性支援サービスへの投資を増やし、生存者が支援システムにアクセスする際

に直面する障壁や課題に取り組む。同時に、ジェンダーに基づく暴力の根絶と被害者・生存者とその家族の支援に取り組む地域や国の支援ネットワーク、福祉サービス、NGO を強化し、彼らが緊急かつ長期的な支援を提供するための十分な資源を確保できるようにする。

31. ジェンダーに基づく暴力が伴う可能性のある依存の連鎖を断ち切り、女性に対する経済的暴力と虐待の様々な発現に対する認識を高めるために、経済的支援、利用可能な場合には法的支援、職業訓練、職場復帰支援プログラム、起業支援、金融リテラシーなど、被害者と生存者の経済的エンパワーメントのための行動を改善する。
32. テクノロジーに助長されるジェンダーに基づく暴力やジェンダーに基づく偽情報を効果的に防止し、対応するための政策やその他の有意義な行動を推進し、AI を含むツールの設計、制作、監視におけるテクノロジー企業向けの基準を整備する。デジタル、メディア、情報リテラシー関連のイニシアティブを推進し、この現象に関するデータギャップを埋め、被害者や生存者にとって不可欠な支援サービスを強化する。
33. オフラインであれデジタル環境であれ、政治、ジャーナリズム、スポーツ、メディアを含め、公共の場や指導的立場において、ジェンダーに基づく暴力から女性及び女兒、LGBTQIA+の人々を守るための行動を改善する。
34. スポットライト・イニシアティブ、UNFPA と UNICEF 共同による「女性性器切除の根絶：女兒に対する極端な暴力の根絶を加速する」プログラム、同じく両組織による「未成年者の結婚廃絶に向けたグローバルプログラム」、及びこれらの問題に取り組む女性の人権団体を含む市民社会組織への支援を検討することなどを含め、女性性器切除や強制不妊手術、未成年者の結婚・早期結婚・強制結婚といった有害な慣行を早期に発見し、根絶するための既存のメカニズムを推進することにより、あらゆる形態のジェンダーに基づく暴力の根絶に向けた取組を強化する。
35. 人身売買を防止し、被害者や生存者、特に女性、女兒、子供、LGBTQIA+の人々やその家族を支援・保護し、加害者を訴追するために、国際協力や国境を越えた協力、国際機関との連携を強化する。
36. 紛争におけるあらゆる形態の性的暴力及びジェンダーに基づく暴力を断固として非難する。これらの暴力は人権侵害及び虐待であり、人道に対する罪や戦争犯罪を含む残虐犯罪に相当する可能性がある。紛争下、女性及び女兒が避難生活を余儀なくさせられることによりジェンダーに基づく暴力のリスクが著しく増大することに懸念を表明する。加害者の責任を問うための強固な

法的枠組みと効果的な法の執行を含む国際的コミットメントの実施を支持する。生存者に包括的サービスへのアクセスを提供するよう求める。

37. 平和及び安全保障プロセス、紛争予防、紛争解決、平和構築のあらゆる段階において、女性の全面的、平等、安全かつ有意義な参加とリーダーシップを促進する。特に「女性・平和・安全保障（WPS）及び人道支援に関するコンパクト」などの説明責任と調整のメカニズムを更に強化し、紛争修復プロセスに女性による諮問委員会を含めるような体系的な取組を促進することを通じて、「女性・平和・安全保障（WPS）アジェンダ」の全ての柱と関連する地域及び国別行動計画の実施を強化する。

女性及び女児のエンパワーメントと国家のエンパワーメント：ジェンダー平等推進のための集团的取組

我々、G7 男女共同参画担当大臣は、以下に取り組むことを約束する。

38. 構造的障壁に対処し、これを撤廃し、ジェンダー平等を促進し、職業的・産業的分離や、出産に関連するものを含め、あらゆる形態の女性に対する雇用差別を根絶することを目的とした政策や取組を実施することにより、あらゆる産業部門にわたって、労働市場及び意思決定に関わる役職への女性の全面的かつ平等で有意義な参加・就任を促進する。
39. 労働市場における女性の機会均等を損なう、根強いジェンダー格差に対処する。これらの格差には、雇用格差、賃金格差、ケア負担格差、年金格差などがある。さらに、こうした格差は、シングルマザーや障害を持つ女性など、特定の女性グループに関して特に顕著であると認識する。また、開発途上国や新興国との協力も含め、ジェンダー間その他のデジタルデバイドの解消やデジタルインクルージョンの実現に向けて取り組む。
40. より弾力的で包摂的な教育のため、就学前から高等教育、生涯学習に至るまで、ジェンダーに関連する障壁や根底にある差別的な社会規範を打破する努力を続ける。
41. 我々は、アクセス、指導、訓練、競技、報酬、賞品などあらゆる分野において、スポーツ活動における女性及び女児の機会均等の確保を約束する。また、差別を回避し、ジェンダー平等を推進するために、全ての女性及び女児のためのスポーツ競技が、各スポーツ機関が独立して管理する、透明性が高く、科学的根拠及びエビデンスに基づいた適切な共通基準に基づいて行われることの重要性を認識する。

42. AI を含む STEM 分野に関し、ジェンダーに基づく固定観念と偏見を取り除くことにより、女性及び女兒が STEM 教育及び職業に関与することを奨励し、STEM 分野と教育におけるジェンダー格差の解消に取り組む。また、同分野における女性の認知度を高め、AI 開発を含む ICT 分野及びグリーン移行における女性の割合の低さに対処するための具体的な措置を講じると同時に、学校、大学、企業間の協力を強化することによって、女性及び女兒を支援する。
43. ワーク・ライフ・バランスと柔軟な勤務形態の拡充に向けた企業の福利厚生策を通じて、ジェンダー平等と包摂性を優先する職場文化を形成するために、企業との協力を強化する。同時に、働きがいのある人間らしい仕事の機会を創出し、質や賃金、指導的地位を含むキャリアアップの面でも女性の労働条件を改善し、同一労働同一賃金又は同一価値労働同一賃金を推進する。また、母親が職場復帰するにあたり、キャリアに悪影響が生じないように計らう。
44. 民間及び公的部門におけるジェンダーに基づく賃金格差を測定・報告し、不当な賃金格差に制裁を加えるためのアファーマティブ・アクションを適宜実施するとともに、指導的地位への女性の登用促進に向けた対策を講じる。
45. ジェンダー平等認証制度や企業向け基準の採用を支援することなどにより、職場内のあらゆるレベルにおけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための措置の実施を企業に奨励するための具体的なツールを考案する機会について検討する。
46. 女性の起業を支援するための努力と投資を増やすとともに、起業における女性の参画レベルが向上すれば、最終的にはイノベーションや雇用創出、経済成長に貢献することを再確認する。
47. ケア労働に対する責任の平等な分担を促進し、仕事と私生活のバランスを改善し、それによって親を具体的に支援するため、育児や高齢者、障害者、扶養家族の長期的なケアを含め、利用しやすく、料金が適正で、包括的かつ質の高いケアサービスと社会的保護への投資を増やす機会を探る。また、高齢化社会、公共サービスや社会保護制度への圧力、家族間ネットワークの衰退、生涯にわたる育児・ケア責任、新たな健康ニーズ、新たな仕事、農村地域の過疎化、土地の放棄や砂漠化など、人口動態の移行に関連する課題に取り組む。
48. ケア分野における労働条件改善のための G7 行動計画に基づき、ケア労働に対する適切な報酬や、ケア労働者の代表性、社会的対話、団体交渉を保証することなどを通じて、ケアエコノミーにおいて働きがいのある人間らしい仕事を確保することによって、育児や長期介護を含む有償ケア部門におけるジェンダー格差などの根強い課題への取組を強化する。これらの取組を実施す

るに当たり、我々は ILO の「ディーセント・ケア・ワークのための 5R 枠組み」に従う。

49. 気候変動が女性及び女兒に過大な影響を及ぼしていることについて認識を高め、地域社会や農村地域と真摯に関わり、協力することによって、特に農産食品システムにおいて彼女らが変革の担い手として果たす重要な役割を認識する。また、気候および環境対策に関する意思決定のあらゆるレベルで、全ての女性の代表性とリーダーシップを高める行動や、土地保有権、生産資源、気候スマート技術、そして包摂的な金融サービスへの平等なアクセスを向上させることによって、女性のレジリエンスを高める行動を推進する。その手段には、アフリカ開発のための新パートナーシップ (NEPAD) の「ジェンダー・気候変動・農業支援プログラム」(GCCASP) または「持続可能な経済における女性イニシアティブ」(WISE) への支援を検討することなどが含まれる。
50. 機会の平等と女性の経済的エンパワーメントに関するアフリカ諸国及び発展途上国や新興国とのパートナーシップなどを通じて、ジェンダー平等を引き続き推進する。その手段として、公共及び民間部門の関係者に対して、次の 2X チャレンジへの参加を通じてジェンダーレンズ投資を促進するよう求めることなどが含まれる。
51. 世界銀行の「ジェンダー戦略」(2024~2030)、UN Women の「ケア変革イニシアティブ」、「ケアのためのグローバルアライアンス」、「女性起業家資金イニシアティブ」(We-Fi) といった戦略やイニシアティブを首尾よく実行に移すためのより広範な支援の促進を検討する。支援対象には、世界銀行による「育児への投資イニシアティブ」など、保育サービスの利用可能性における世界的な格差を縮小する取り組みへの投資を通じて、2035 年までに更に 2 億人の女性が労働力に加わることができるよう支援するというプーリア首脳コミュニケにおける約束を含む。
52. 我々は、マテーラで行われた本会合に参加したアフリカ連合の貴重な貢献にも感謝する。
53. これらのコミットメントを追求するに当たり、我々は、G7 メンバー諸国全体のジェンダー平等と女性及び女兒のエンパワーメントに関して、具体的かつ全面的な進歩を達成するため、引き続きリーダーシップを発揮していくことを確認する。